

交野市環境基本計画策定ワーキンググループ設置要綱

(目的)

第1条 交野市環境基本計画（以下「計画」という。）の原案について効果的に検討するため、交野市環境基本計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1)計画の原案に係る事項の検討に関すること。
- (2)前号に掲げるもののほか、計画の未来像に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 ワーキンググループは25名以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)公募市民
- (2)有識者
- (3)市内事業所・者に所属する者
- (4)環境保全活動を行っている団体に所属する者
- (5)市職員
- (6)前各号に掲げるもの他、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委員委嘱の日から計画策定の日までとする。

(職務)

第4条 ワーキンググループの委員長は、環境部長とし、副委員長は委員長が任命する。

- 2 委員長は、ワーキンググループを総括し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長不在時は職務を代理する。

(報酬及び実費弁償)

第5条 ワーキンググループ委員の報酬は無報酬とする。

- 2 会議出席に必要な委員の交通費を費用弁償することができる。
 - (1)費用弁償の対象は公共交通機関利用時に限り、会議出席に要する運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的、かつ、合理的と認められる経路及び方法により算出する。

(会議)

第6条 ワーキンググループの会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席により成立する。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、交野市会議の公開に関する指針に基づき公開とする。

(庶務)

第7条 ワーキンググループの庶務は、環境部環境衛生課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。